

河川敷地占用許可準則に基づく都市・地域再生等利用区域の指定について

河川管理者
東京都第六建設事務所長

東京都では、東京の河川において人々が集い、賑わい豊かな水辺空間を創出するため、多様な施策を展開しています。

平成 23 年 4 月、河川敷地占用許可準則（以下「準則」という。）の改正により、河川敷地を利用する際の許可基準が緩和され、河川管理者が指定した都市・地域再生等利用区域（以下「区域」という。）に限り、民間事業者も都市及び地域の再生等を目的とする施設を占有することができるようになりました。

これを踏まえ、隅田川において台東区から区域の指定に係る要望書が提出され、準則に定める要件に該当すると認められるため、準則第 22 に基づき、下記のとおり区域を指定します。

記

1 都市・地域再生等利用区域

(1) 指定範囲

一級河川荒川水系隅田川の河川区域内のうち
東京都台東区蔵前二丁目 3 2 番 3 先
別図に示す区域

(2) 指定年月日

令和 7 年 1 1 月 4 日

2 都市・地域再生等占有方針

(1) 区域において占有の許可を受けることができる施設

準則第 22 第 3 項に掲げる施設のうち川床施設とする。

(2) 許可方針

上記(1)に係る占有を可能とする要件を付すべき条件は下記のとおりとする。

ア 流水の占有、土地の占有及び建築物又は工作物（以下「占有施設」という。）の新築及び変更については、法、河川法施行令（昭和 40 年政令第 14 号）、河川管理施設等構造令（昭和 51 年政令第 199 号）、工作物設置許可基準（平成 6 年建設省河治発第 72 号）及びその他関係法令の規定を遵守しなければならない。

イ 区域内において、河川法（昭和 39 年法律第 167 号。以下「法」という。）第 24 条、第 26 条第 1 項及び第 55 条第 1 項の許可を受けようとする者は、構造や施工方法について、令和 7 年 10 月 3 日付 7 建河指第 236 号河川部長回答「一級河川「隅田川」の河川区域内におけるかわてらすの設置に関する計画・設計協議について」に従うこと。

ウ 本件許可の更新または変更を申請する場合は、地域の合意形成を図ること。ただし、軽微な変更については、この限りではない。

エ 地域貢献策を実施すること。

オ 定期的に、川床の運営状況を河川管理者に報告すること。

カ 占有に伴う危険を防止するため、施設利用者の安全管理や管理用通路の安全確保のための必要な措置を講じること。

キ 洪水、高潮等の緊急時における情報伝達体制を整備し、占有施設の利用者の避難が円滑に行われるための措置を講じること。

ク 洪水、高潮等の緊急時及び河川工事の施工に支障となる場合、占有施設の除去・移転等を行うこと。

ケ 特に緊急性を要する場合、河川管理者による利用や撤去を認めること。また、この場合、河川管理者による補償行為は行わない。

コ 占有施設の維持管理を十分に実施すること。

サ 利用者により排出されたゴミ等を定期的に撤去する等、衛生的な環境を維持すること。

シ 営業時間は、基本的に、店舗の営業時間に準じることとするが、特に夜間の営業については、近隣に配慮し、必要に応じて見直しを行うこと。

ス 近隣による苦情等の場合は、責任と誠意を持って速やかに対処すること。

セ 休業日においても、施設の安全性を確保するための措置を講じること。

ソ 川床の張り出し範囲は、防潮堤天端上までとし、川側壁面より前にでないよ

うにすること。

タ 管理用通路は、現状機能を鑑み、点検手段等の適切な機能確保を行うこと。

チ 川床上に照明施設を設置する場合、照度・光線角度等は、近隣住宅に配慮すること。

ツ 騒音防止策として、必要に応じて防音壁等の対策をとること。

テ デザインや装飾は、隅田川の景観に配慮すること（材質、色、照明等）。

ト 広告物は、隅田川の景観に配慮した自家用広告物に限り、提示できる（東京都屋外広告物条例）。

ナ 占用施設の廃止、占用許可期間の満了その他の事由によって設置した工作物の用途を廃止したときは、速やかに廃止届けを提出し、原状に回復するものとする。

ニ 本件許可に係る行為の実施に際して他の法令等の規定に基づく許可等を要する場合は、必要となる手続きをとるものとする。

又 次に該当するときは、本件許可を取り消し、変更し、その効力を停止し、その条件を変更し若しくは新たに条件を付し、又は工作物の設置方法の変更若しくは除却、工作物の設置により生じた若しくは生じるべき損害を除却し若しくは予防するために、必要な措置をとることを命じることがある。

① 河川法その他の関係法令に違反したとき。

② 本件許可に付した条件に違反したとき。

③ 本件許可に係る行為若しくは設置した工作物が、河川管理上支障となるとき。

④ その他河川管理者が公益上やむを得ない必要があると認めたとき。

ネ 本件許可に伴い生じる占用料は、東京都知事の定めるところにより納付するものとする。

ノ 以上の許可条件の他、河川管理上必要な改善を求めることがある。

3 都市・地域再生等利用区域の占用主体

準則第22第4項第3号に掲げる者とする。

